

# 村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場対策 についての県からのお知らせ

3月号

平成25年2月28日

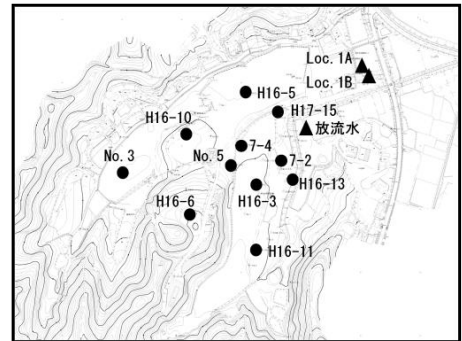
宮 城 県

発行：竹の内産廃処分場対策室

電話：022-211-2691

## 1 発生ガス等調査及び下流地下水・放流水状況調査の結果（1月）について

処分場内の11ヶ所のボーリング孔等における硫化水素等の状況を把握するため、毎月、発生ガス等調査を実施しています。また、平成23年度より、処分場地下水及び放流水の水質の変動状況を把握するため、処分場下流側の地下水(Loc. 1A, Loc. 1B)と放流水を毎月測定しています。1月の調査結果は次のとおりでした。



- (1) 調査日 平成25年1月15日(火)
- (2) 測定地点 14地点
- (3) 調査結果

(気圧：1003hPa)

調査項目		地点名	7-2	7-4	H16-10	H16-11	No.3	No.5	H16-3	H16-5	H16-6	H16-13	H17-15	Loc.1A	Loc.1B	放流水
水位	(m)		-2.99	-3.07	-3.03	-3.89	-2.33	-4.03	-3.64	-2.72	-18.60	-2.99	-3.19	-0.03	0.11	—
孔内温度(管頭下1m)	(°C)		4.4	4.5	3.4	3.8	5.7	2.3	2.8	1.9	3.8	3.6	2.5	—	—	—
気温	(°C)		3.2	3.0	3.5	3.0	4.5	2.5	3.6	2.6	1.5	3.2	3.0	—	—	—
浸透水・地下水・放流水	水温	(°C)	16.7	15.7	21.1	17.5	15.9	17.8	20.2	12.5	14.1	22.3	17.9	7.7	8.2	2.1
	透視度	(cm)	50以上	50以上	50以上	30	50以上	50以上	50以上	22	38	22	20	41	20	35
	pH		7.0	7.2	7.7	7.3	7.8	7.2	7.2	7.8	8.5	7.3	7.5	7.3	7.0	7.5
	硫酸イオン	(mg/l)	0.4	0.1未満	0.7	2.1	10	0.1未満	0.1未満	3.3	34	0.5	0.2	0.1	0.1未満	5.1
	塩化物イオン	(mg/l)	19	82	130	230	77	61	120	250	120	890	83	130	140	150
	電気伝導率	(mS/m)	150	140	150	370	120	210	220	190	94	670	130	71	70	190
酸化還元電位	(mV)	130	120	100	130	110	120	100	100	77	100	110	150	170	160	
発生ガス	硫化水素	(ppm)	2	5	5	5	4	50	0.2未満	0.6	49	0.2未満	0.2未満	—	—	—
	二酸化炭素	(%)	4.0	5.5	0.6	4.0	1.0	13	3.0	1.4	0.25未満	2.1	0.5	—	—	—
	酸素	(%)	14	8	12	16	12	6未満	14	14	6未満	6未満	15	—	—	—
	メタン	(%)	44	47	43	45	37	21	42	75	41	53	20	—	—	—
	発生ガス量	(L/min)	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.15	0.01未満	0.09	0.01未満	0.50	0.49	0.28	0.01未満	—	—	—

※ 表中の硫化水素等の発生ガスの濃度は、ボーリング孔の管頭下1mでの値です。

※ 地点名7-2, 7-4, H16-10, H16-11はガス抜き管です。ガス抜き管では、発生したガスを2つの活性炭塔で吸着処理しています。処理後の硫化水素濃度は、いずれも0.2ppm未満でした。

## 2 硫化水素モニタリングの結果（1月）について

処分場内で発生した硫化水素による悪臭の影響を24時間連続で調査しています。1月の調査結果は次のとおりでした。

- (1) 測定期間  
平成25年1月1日(火)  
～平成25年1月31日(木)
- (2) 測定地点  
測定地点1 発生ガス処理施設付近  
測定地点2 処分場東側敷地境界  
測定地点3 村田第二中学校



### (3) 測定結果

	硫化水素の最大濃度 (ppm)	認知閾値濃度* <sup>1</sup> 超過回数 (回)	規制基準濃度* <sup>2</sup> 超過回数 (回)	全測定回数* <sup>3</sup> (回)
測定地点 1	0	0	0	89, 275
測定地点 2	0	0	0	89, 266
測定地点 3	0	0	0	89, 267

\* 1 認知閾値濃度：硫化水素においてであることがわかる弱いにおい(0.006ppm)。

\* 2 規制基準濃度：悪臭防止法を準用した場合に硫化水素の規制基準として示される濃度範囲のうち最も低い濃度 (0.02ppm)。

\* 3 全測定回数：機器点検等による欠測を除いた全測定回数。

## 3 3月の環境調査等について

今月は次のとおり環境調査や巡回点検を実施する予定です。

### (1) 環境調査 (調査日は天候等により変更する場合があります)

発生ガス等調査及び下流地下水・放流水状況調査・・・3月4日(月)

処分場内11箇所のボーリング孔等において、浸透水の水質や発生ガスの硫化水素濃度等を調査します。また、処分場下流側の地下水や放流水の水質調査を行います。

### (2) 巡回点検

処分場の巡回点検を毎週2回及び随時実施して、処分場の覆土や発生ガス処理施設等の点検を行い、処分場を適切に維持管理します。